

平成20年 6月19日（木曜日）

出席議員（16名）

議 長	渡 辺	旺 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君			大 徳	茂 君
副 町 長	菘	外 史 男 君			北 川	真 由 美 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君			川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君			宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	荒 家	良 樹 君			重 原	正 君
都市整備部長	橋 本	稔 君			長 丸	信 也 君
消 防 長	八 田	精 三 君			転 正	步 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君			長 田	学 君
総 務 部 長	田 中	徹 君			中 西	昭 夫 君
総 務 課 長	島 田	睦 郎 君			長 丸	一 平 君
総 務 課 参 事	北	雅 夫 君			出 川	常 俊 君
総 務 部 長	山 田	吉 弘 君			津 幡	博 君
まちづくり政策部 企画財政課長						

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治君 事務局書記 東 康 弘君

議事日程（第3号）

平成20年6月19日 午後2時開議

日程第1

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から

議案第69号 財産の取得について
〔内灘中学校管理用備品（その3）〕まで

日程第2

議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の専任につき同意を求めることについて
提案理由の説明

日程第3

推薦第1号 内灘町農業委員会委員の推薦について

日程第4

議案議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について
（第3号の追加1）

日程第1

議会議案第4号 「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書の
提出について

午後2時00分開議

開 議

議長【渡辺旺君】 傍聴に来られました方、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【渡辺旺君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、11日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、黒田孝雄都市整備部上下水道課参事より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。

会議時間の延長

議長【渡辺旺君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

議案一括上程

議長【渡辺旺君】 日程第1、去る6月13日、各常任委員会に付託いたしました議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から議案第69号財産の取得について〔内

灘中学校管理用備品（その3））までの29議案及び継続審査となっております陳情第5号並びに今期定例会までに受理されました請願第8号、陳情第6号、請願第9号を一括して議題といたします。

常任委員長報告

議長【渡辺旺君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

総務常任委員長【清水文雄君】 平成20年第2回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第48号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第50号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町一般会計補正予算（第1号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入第17款繰入金第1項特別会計繰入金、第2項基金繰入金については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第54号平成20年度内灘町一般会計補正

予算（第2号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第6項監査委員費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第57号内灘町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第58号内灘町監査委員条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第63号石川県市町村職員退職手当組合規約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第8号「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求めることについての請願については、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年6月19日

総務常任委員会委員長 清水文雄

議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

文教福祉常任委員長【能村憲治君】 平成20年第2回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第

7)) 第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第43号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第3号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第46号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第47号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第4号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第49号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕は、採決の結果、賛成多数で原案を承認することに決しました。

議案第51号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第1号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第53号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第1号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第54号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第2号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、

第3款民生費第1項社会福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第1項教育総務費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第55号平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第59号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第60号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第62号内灘町犬ふれあい広場設置条例を廃止する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第64号河北郡市斎場施設組合の解散については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第65号河北郡市斎場施設組合の解散に伴う財産処分については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第66号河北郡市広域事務組合規約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第68号財産の取得について〔内灘中学校管理用備品(その2)〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第69号財産の取得について〔内灘中学校管理用備品(その3)〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第9号子宮頸がんの予防ワクチンに関する意見書の提出を求める請願については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま

した議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年6月19日

文教福祉常任委員会委員長 能村憲治

議長【渡辺旺君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕

産業建設常任委員長【北川進君】 平成20年第2回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項林業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第42号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第44号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第45号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第54号平成20年度内灘町一般会計補正

予算（第2号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第56号道の駅内灘サンセットパーク条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第61号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第67号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっていた陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

次に、新規に提出された陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第6号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として水道事業及び公共下水道、都市計画事業など所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年6月19日

産業建設常任委員会委員長 北川進

議長【渡辺旺君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長【渡辺旺君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第42号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕、議案第43号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）〕、議案第44号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）〕、議案第45号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）〕の4議案を一括して採決いたし

ます。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号の4議案は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第46号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）〕、議案第47号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第46号、議案第47号の2議案は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第48号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第49号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第50号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町一般会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第51号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第1号）〕、議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕、議案第53号専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第1号）〕の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第51号、議案第52号、議案第53号の3議案は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第54号平成20年度内灘町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第55号平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第56号道の駅内灘サンセットパーク条例について、議案第57号内灘町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号内灘町監査委員条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号の3議案は、原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第59号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第60号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第61号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第60号、議案第61号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第62号内灘町犬ふれあい広場設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決され

ました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第63号石川県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第64号河北郡市斎場施設組合の解散について、議案第65号河北郡市斎場施設組合の解散に伴う財産処分について、議案第66号河北郡市広域事務組合理約の変更についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第64号、議案第65号、議案第66号の3議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第67号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第68号財産の取得について〔内灘中学校管理用備品（その2）〕、議案第69号財産の取得について〔内灘中学校管理用備品（その3）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第68号、議案第69号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、継続審査となっております陳情を採決いたします。

陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、今期定例会までに受理しました請願・陳情を採決いたします。

まず、請願第8号「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求めることについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、陳情第6号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第9号子宮頸がんの予防ワクチンに関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案の上程

議長【渡辺旺君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第70号固定資産評価審査委員会委員の専任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明

議長【渡辺旺君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八

十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、6月11日の議会開会以来、連日にわたりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、今ほどは今定例会に上程いたしましたすべての議案につきまして、適切なるご決議を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の三松梅治氏が来る7月24日をもって任期満了を迎えるため、その後任として高桑眞知子氏を選任いたしたく、議会の同意を求めらるるものでございます。

以上、追加議案の提案理由の説明をいたしましたが、どうぞ適切なるご決議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長【渡辺旺君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長【渡辺旺君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に

入ります。

議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

農業委員会委員の推薦について

議長【渡辺旺君】 日程第3、推薦第1号内灘町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

〔中川達議員、生田勇人議員除斥〕

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づく議会推薦の農業委員会委員は2人とし、中川達さん、生田勇人さんを推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、中川達さん、生田勇人さんを推薦することに決定いたしました。

〔中川達議員、生田勇人議員着席〕

議案の上程

議長【渡辺旺君】 日程第4、議会議案第3号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明

議長【渡辺旺君】 提案理由の説明を提出者である清水文雄さんから求めます。清水文

雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

10番【清水文雄君】 それでは、提案をいたします。

私と水口裕子議員、北川悦子議員が発議者となり提出いたしました後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書につきまして、私のほうから提案の理由を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同をお願いするものでございます。

この意見書は、なぜ提案をいたしましたかという、この4月からスタートした後期高齢者医療制度が国民、そして町民の理解を全く得られるものではないからであります。我が町内の多くの方から、「こんな高齢者いじめの制度はなくしてほしい」「うば捨て山とも言える制度には腹が立つ」、そんな多くの声が聞こえてまいるわけであります。このまま制度を続けては高齢者、障害者の健康と生活に悪影響を及ぼすことは明らかでありますし、さらに日本が世界に誇り、国民の共有財産である国民皆保険制度を壊しかねないのであります。

ご存じのとおり、後期高齢者医療制度は医療費が一番かかる人々、言い換えれば、医療を最も必要としている75歳以上の高齢者と65歳から74歳で一定の障害のある人たちを別枠にして、従来の医療保険から切り離し、費用の調整、医療の内容などについて操作をやすくするものであります。まさに排除の論理なのであります。

同時に、この制度はかかった医療費の約10%を本人たちが自己責任で支払うことをはっきりとさせたわけであります。実務に当たった厚労省の担当責任者はある会合で、「医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者がみずから自分の感覚で感じ取っていただくことにした」、そんな発言をしているわけであります。

医療費を抑制するためには、高齢者の健康や生活が犠牲になっても仕方がないというの

がこの制度の本質なのであります。

保険料は医療費に応じてふえてきます。厚労省の推計によれば、その伸び率は他の医療保険に比べて群を抜いているわけであります。多くの高齢者は保険料負担に余裕はなく、保険料はすぐに天井に突き当たり、その結果、医療内容が制限をされ、粗末な医療しか受けられなくなる危険性が非常に高いのであります。

また、保険料の滞納が続けば保険証が取り上げられ、医療を受ける機会が奪われるのであります。いや応ない保険料の年金天引きも国民、町民の納得を得られるものではありません。

さらに、国会の審議でも明らかなように、保険料は総じて低所得者は負担が軽く、高所得者は高くなるとの厚労省の説明は、明らかに誤りでありました。同制度には、社会保険制度の根幹である所得配分、所得再配分の機能がしっかりと組み込まれていないことがわかったわけであります。高齢者の所得格差、そして地域格差を助長するものにほかなりません。

このように問題が山積する後期高齢者医療制度は廃止するしか道はありません。一たん、この制度を白紙に戻し、国民的議論を踏まえて、もう一度やり直すべきであります。

今、国会では、この問題をめぐって与野党の対立が続き、同制度の廃止法案が参議院で可決をされましたが、衆議院ではどうも継続審議になるようであります。しかし、こうした中で、私が言うまでもありませんが、情報化社会の発達による住民意識の高揚によって地方議会における住民世論や行政需要を先取りする政策活動の必要性は重要なものとなっております。

そして、そうした政策の実現に向けた政府等に対する唯一の法的手段としての意見書が持つ意味は、極めて大事なことであります。

このようなことから見ても、私はこの高齢

者医療制度の問題は与野党や政党間の政争の具にするのではなく、国民、町民、とりわけこれまでの時代を支えてきた大先輩である高齢者の方々の目線に立って考えていかなければならないと思うのであります。ぜひとも当町議会としてもそうした立場に立っての審議をお願いするものであります。

緊急を要するものと理解をし、本意見書を衆議院議長並びに関係大臣に提出し、後期高齢者医療制度の廃止を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、提案の理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

議長【渡辺旺君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長【渡辺旺君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

2番、南和彦さん。

〔2番 南和彦君 登壇〕

2番【南和彦君】 南でございます。

私は、この議会議案第3号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、反対の立場で討論させていただきたいというふうに思います。

私の反対の内容は、2点の角度からございます。

まず1点目は、この意見書自体のこの内容ですね。意見書の内容についてと、もう一つはこの制度の内容についてのこの2つの角度から反対をさせていただきたいというふうに

思います。

まず、この意見書を一読させていただきまして、最後に「同制度を廃止する」ということと、もう一つは最後の文末に「抜本的な見直しを求める」というふうな文言が書かれているかと思えます。

この文末の「抜本的な見直しを求める」ということは何を意味するのかわからないということをもって、この意見書に反対をさせていただきたいなど。

この意見書のタイトルは、「医療制度の廃止を求める意見書」でありまして、最後の文末に「抜本的な見直しを求める」と。何に対して見直しを求めているのか、全くこの文章ではわからないというところにあります。

もう一つは、この制度の内容の廃止についての反対の意見でございますが、まずそれを申し上げる前に最初に申し上げたいのは、決してこの制度がスタートとしたことによって私はこれによってふぐあいが生じるお立場の方々、このお立場の方々を決して無視しているという意味合いで反対をさせていただくということではないということのご理解をまず皆さんに求めたいと思えます。

その上で、後期高齢者医療制度は今後ますます進行すると思われる我が国の高齢者社会、これに適應していくという目的を持った制度でございます。まずここにぶれちゃいけないというふうに思います。

本年4月に創設されたものでありまして、スタート以来、今ほどの提出議員であられませぬ清水議員のおっしゃるように、さまざまなふぐあいがあるかと思えます。スタート以来、さまざまな指摘を受け、またさまざまな物議を醸しているこの制度ですね。政府・与党も現在、国民に理解を得られるような制度の改正、これに取り組んでいるのではないかなどいうふうに私は理解をしております。

したがいまして、現段階においてのこの意見書、そして制度の廃止、これには賛成しか

ねるところでありまして、あわせて皆様のご理解と、あわせてご賛同を求めたいと思います。

以上、終わります。

議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありませんか。

11番、水口裕子さん。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

11番【水口裕子君】 提出議案3号について、賛成討論を行いたいと思います。

ただいま南議員がおっしゃいました一つの意見ですけれども、抜本的に見直してするというのが何のことかわからないというふうなお話でございましたけれども、それは抜本的に見直してください、全体を。そうしたら、その結果、やっぱり廃止しか持っていくところはないですという、そういうふうな私は意味合いだとしておりますけれども。そのようなことをお願いしたいと思います。

それから、4月からスタートしました後期高齢者医療制度ですけれども、名前が「長寿医療制度」というふうに何か変わりましたけれども、それが本当に小手先のことでありまして、名前を変えても75歳以上の高齢者をそれ以下の年齢の方たちと差別し、振り分けてしまうという、そういうものにほかならないわけでございます。

安心して年をとることのできないこの非情な制度、このことについては今ほど清水議員が事細かに提案理由で述べてくださいました。本当にそのとおりだと私も思っております。わずかな年金からも普通徴収という、本当にそういう「普通」という名前をつければそれで済むというような、そんなやり方で強制的に天引きされていくわけでございます。高齢者を苦しめるだけのものでございます。

障害のある人たちにも10県などで意思の確認もせず強制加入がされているということも聞いております。高齢者の方々、それから障害者の方々、そういった方にとって大変な

そういう方々を苦しめる、そんな制度に対しては本当に廃止を求めていきたいと思っております。

世界に誇れる国民皆保険を破壊し、医療格差につながっていくこの制度は廃止していただきたいと。若い方もたくさんいらっしゃいますけれども、でも皆さんがこれを自分の問題として考えた上で、この提出議案に賛成してくださるようお願いいたします。

以上です。

議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありませんか。

8番、能村憲治さん。

〔8番 能村憲治君 登壇〕

8番【能村憲治君】 私は、議会議案第3号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、反対の立場で討論をさせていただきます。自由民主党内灘支部を代表して討論をさせていただきます。

この制度は、今国会にスタートしたところであり、不備な点も少々出ていることは事実であります。しかし、今国会において審議されているのであり、制度自身を廃止するというのは余りにも乱暴な話であって、医療制度そのものは高齢者医療に対して何らかの策を講じなければならないというのが現実であります。

今国会で中身を十分審議して、よりよい制度にしていこうとしている現在、この制度に対して皆様の理解をしていただきたいと、このように思いますので、この意見書に対しては賛成をいたしかねます。

ぜひ皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長【渡辺旺君】 ほかにありませんか。

6番、北川悦子さん。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

6番【北川悦子君】 北川です。

議会議案第3号について、賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

4月1日から実施されたこの後期高齢者医療制度、皆さんのところにも声がいろいろ上がっているかと思えます。「こんな保険料を取られたら、とても生きていけない」「長生きは罪なのですか」、同じような声が上がって、皆さんお聞きになられているかと思えます。

75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金天引き、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。先ほども提案理由の中にありました。その上、健康診断から外来、入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療を、なぜ75歳という年齢を重ねて、その75歳という年を区切ってしなければならないのか。そこに私はすごい怒りを感じるわけです。

廃止しかないその第1の理由は、医療費削減を目的にして75歳以上の高齢者を差別することは、どんな理由があっても許されないからです。

政府のねらいは、高齢者は別枠の医療保険に囲い込む。高い負担を押しつけ、診療報酬も別建てにすることで安上がりな差別医療を押しつけることです。どんな理由があれ、医療という人間の命にかかわる問題で、高齢者を差別する制度は、一刻も続けさせるわけにはいきません。

第2の理由としては、この制度が存続すればするほど、ますます過酷な痛みを高齢者と国民に押しつけるということです。

保険料は天井を知らずに値上げされます。今見直しとか言われていますけれども、根本のところでは財源を削減するということから出発していますので、どうしても保険料を上げなければならないというようなことで、後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直しされ、75歳以上の人口がふえれば自動的に値上がりする制度になっています。長寿の人がふえるだけで、保険料が値上げになるのです。

その上に、医療技術の進歩など、1人当た

りの医療給付費がふえればもっと値上がりする仕掛けになっています。長生きをするのは申しわけないと言って生きていかなければならないということになります。その気持ちになってみてください。

第3の理由としては、すべての世代に重い負担と医療切り捨てを押しつける制度です。標的にされているのは高齢者、75歳以上ということで、高齢者だけのように思いますが、世代の違いを超えて、この重い負担は若い人たちのところにもかかっています。

特に標的にされているのは団塊の世代です。この世代が後期高齢者になったときに、負担増と医療切り捨てを一層進めることがねらいなのです。

後期高齢者医療、後期高齢者支援金は、これまでの老人保健制度より増額され、健康保険組合連合会では5,000億円の負担増になるとしています。市町村国保を含めて、現役世代の保険料の値上げの動きも出ています。

このような3点から、小手先の見直しではなく、撤廃して、安心して医療制度、医療が受けられるような制度を国民的な討論でしていきたいと私は思います。

財源を理由に高齢者を差別する医療制度をつくってよいのでしょうか。何回も申し上げますけれども、高齢者差別はどんな理由であれ許されません。

じゃ、財源はどこからというような声が聞こえてまいりますけれども、大企業や高額所得者に7兆円もの減税をし、年間5兆円もの税金を軍事費に流し込む在日米軍再編に3兆円もの税金をぽんと出そうとしております。これらの財源を考えれば、消費税に頼らなくても社会保障に財源をつくることができます。

以上申し上げたような点から、私は誕生から命を与えられて、それからいろんな苦勞をされて75歳まで生きてきて、若いときにはその方たちは高齢の方たちを支えてきました。こんなによい日本の皆保険制度があります。

これを壊す第一歩が、この後期高齢者医療制度だと思えます。

皆さん方、よくお考えになられて賛同してくださいますようお願いいたしまして、討論を終わります。

議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありませんか。

4番、藤井良信さん。

〔4番 藤井良信君 登壇〕

4番【藤井良信君】 議席4番、藤井良信でございます。

4月から始まりました国民皆保険制度でございますが、持続可能な制度として必要不可欠の制度であるという立場から反対の討論をいたします。

この長寿医療制度には、個人単位の所得に比例して保険料を負担してもらう制度へと転換しながらも、保険料の負担軽減の判定基準を世帯単位にすることはそもそもおかしいと考えられ、それに対して厚生労働省の言い分は、そのためには1,200億円以上の追加予算措置をしなければならないとし、また国保や介護保険制度の整合性から、今の制度に波及した場合、先ほどもお話がございましたけれども、数千億円の新たな財源措置が必要となってくるとの理由から改善を渋っておるようでございますが、政治が国民の側に立ってもっと努力すべきと公明党は主張をしているところでございます。

ところで、この長寿医療制度、今、廃止すればどの医療保険制度に戻るのか、ご存じでしょうか。私のほうから申し上げるまでもなく、老人保健制度に戻ります。

そして、その老人保健制度の対象者は、もともと65歳以上の障害のある方、75歳以上の高齢者であるということは、今と全く同じ医療制度に戻り、同じ医療サービスを受けるということです。

このように、75歳以上という区分は、今の長寿医療制度で初めて決まったものではござ

いません。ということは、この廃止の要望は残念ながら成立いたしません。なぜなら廃止しても戻るところがないのです。

また、国保の財政破綻が危機的状況の中に戻って、どうしようというのでしょうか。これまでの老人保健制度の根幹となっていた老人保健法に基づいて国会で10年にわたり検討もされて、長寿医療制度が創設されました。旧来の老人保健法はもう改正されてしまったのです。

これらのことから長寿医療制度は、その根幹を崩すことなく、より安定的な運用の改善と軽減措置の改善をさらに進めるべきことから、ただいまの長寿医療制度の廃止要望には反対をさせていただきます。

以上です。

議長【渡辺旺君】 ほかにございませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第3号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立少数であります。よって、議会議案第3号は否決されました。

休 憩

議長【渡辺旺君】 この際、暫時休憩いたします。

午後3時06分休憩

午後3時30分再開

再 開

議長【渡辺旺君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

追加議案の上程

議長【渡辺旺君】 追加日程第1、議会議案第4号「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の省略

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。本2議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質 疑

議長【渡辺旺君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第4号「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

閉会中継続審査及び調査

議長【渡辺旺君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定をいたしました。

議会広報対策特別委員並びに議長の 県外行政視察研修への派遣について

議長【渡辺旺君】 次に、議会広報対策特別委員並びに私、議長の県外行政視察研修への派遣について、お諮りいたします。

来る7月16日から18日までの間、議会広報研修のため、議会広報対策特別委員並びに、私、議長を愛知県、静岡県方面へ派遣したいと思います。

なお、派遣する議員の出張等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしま

した

閉議・閉会

議長【渡辺旺君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成20年第2回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的にご審議いただきまして、まことにご苦労さまでございました。

午後3時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員